（前のページより続き）

○漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（同一三三五）　二四

○漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件（同一三三六）　二五

○漁業災害補償法第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（同一三三七）　二五

○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件（同一三三八）　二七

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所

破産、免責、再生関係　三五

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事完了、西日本高速道路株式会社工事一部完了、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、平成二十年度財務省共済組合の決算関係　二七

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二八

会社その他

会社決算公告　二九

省　令

○農林水産省令第五十七号

漁業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十五号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第四十三条の二第一項、第八十四条第二項、第百九条、第百十二条第四項、第百十八条の二第一項、第百十九条、第百二十三条第二項ただし書、第百二十四条第一項、第二項第二号及び第四項、第百二十五条の七、第百二十五条の十一第三項、第百三十条、第百三十六条の二並びに第百九十六条の十七において準用する第九十八条並びに漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（総代会の設置）

第五条の二　法第四十三条の二第一項の規定により組合に総代会を設けようとするときは、定款に総代の員数、任期及び選挙に関する規定を記載しなければならない。

第十六条中「第七条まで」を「第五条まで、第六条、第七条」に改める。

第二十七条第一項第四号に次のように加える。

へ　法第百三十六条の二の特約があるときは、当該特約の内容

第四十二条中「第百三十六条の二第四項」を「第百三十六条の三第四項」に改める。

第四十九条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合における漁獲共済の共済責任期間は、当該各号に定める期間とすることができる。

一　第一号漁業に属する漁業で周年操業をするもの以外のものにあつては、その漁業の目的とする水産動植物の成育の状況によりその漁況を予見することができない場合　当該漁業時期から当該漁況を予見することができない期間を除いた期間

二　周年操業をする漁業にあつては、都道府県知事が法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域若しくは区域又は都道府県知事が同項第二号ロの規定により定める区域及び区分において同一の種類の漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該漁業に係る漁獲共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合（法第百十三条の三第一項の包括継続申込特約をしていない場合に限る。）　当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間

第五十四条第一号中「第六号」を「第八号」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

八　当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ　被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、事故額が二億円（被共済者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、二億円にその構成員の数を乗じて得た金額。以下この号において同じ。）を共済金額の共済限度額に対する割合で除して得た金額を超えるときは、二億円を共済金額の共済限度額に対する割合で除して得た金額）